Ⅱ　運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準の遵守状況

対象項目	遵守状況		
運転者の荷待ち時間の短縮に関する措置	①　停留場所の数その他の条件により定まる荷役をすることができる車両台数を上回り一時に多数の貨物自動車が集貨又は配達を行うべき場所に到着しないよう、当該場所の状況を把握することその他の措置により、貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を分散させること。		
	実施状況の詳細（連鎖対象者との間で貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設を除く。）	□　ほぼ全ての発注で実施している □　大半の発注で実施している □　一部の発注で実施している □　実施していない	
		具体的な措置の内容	
		実施していない理由	
運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する措置	①　第一種荷主が運転者一人当たりの一回の運送毎の貨物の重量の増加を図るために講ずる措置を円滑に実施するため貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯について協議したい旨を申し出た場合にあっては、これに応じて、必要な協力を行うこと。		
	実施状況の詳細	□　ほぼ全てで実施している □　大半で実施している □　一部で実施している □　実施していない	
		具体的な措置の内容	
		実施していない理由	
	②　貨物の入荷量の適正化を図ること。		
	②-1　貨物の量の平準化を図ること。		
	実施状況の詳細	□　ほぼ全ての発注で実施している □　大半の発注で実施している □　一部の発注で実施している □　実施していない	
	②-2　貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯の集約を図ること。		
	実施状況の詳細	□　ほぼ全ての発注で実施している □　大半の発注で実施している □　一部の発注で実施している □　実施していない	
	②-3　②-1及び2以外の措置により、貨物の入荷量の適正化を図ること。		
	実施状況の詳細	□　ほぼ全ての発注で実施している □　大半の発注で実施している □　一部の発注で実施している □　実施していない	
		具体的な措置の内容	
		実施していない理由	
	③　配車計画及び運行計画を作成する機能を有する情報処理システムの導入を行うことその他の措置により、配車計画又は運行経路の最適化を行うこと。		
	実施状況の詳細	□　ほぼ全ての発注で実施している □　大半の発注で実施している □　一部の発注で実施している □　実施していない	
		具体的な措置の内容	
		実施していない理由	
	④　①～③に掲げる取組が適切かつ円滑に行われるよう、開発、生産、流通、販売、調達、在庫管理その他の貨物の受渡しに関係する業務に係る各部門間及び連鎖対象者との連携を促進すること。		
	実施状況の詳細	□　ほぼ全てで実施している □　大半で実施している □　一部で実施している □　実施していない	
		具体的な措置の内容	
		実施していない理由	
実効性の確保	①　効率化のための取組に関する責任者の選任その他の必要な体制の整備を行うこと。		
	実施状況の詳細	□　実施している □　一部で実施している □　実施していない	
		具体的な措置の内容	
		実施していない理由	
	②　従業者に対し、効率化のための取組に関する研修の実施その他の措置を講ずること。		
	実施状況の詳細	□　実施している □　一部で実施している □　実施していない	
		具体的な措置の内容	